



去る令和4年7月19日（火）に開催された標記会議内容についてお知らせします。

議題1. 令和4年度幹事長及び副幹事長の互選について

事務局から、令和4年度幹事長、副幹事長の互選について、総合型地域スポーツクラブ全国協議会基本規程に則って行う旨を説明し、幹事長及び副幹事長の互選を行った。

互選の結果、幹事長及び副幹事長ともに、立候補者がいなかったため他薦を求めた結果、令和4年度幹事長は北海道ブロック常任幹事の伊端隆康氏、副幹事長は北信越ブロック常任幹事の渡邊優子氏、中国ブロック常任幹事の関口昌和氏が選任された。

なお、今後は地域スポーツクラブ育成員会の承認を得て、同委員会委員長から委嘱することとなる。

議題2. 「総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度」登録有効期間の変更に関する都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会からの意見等への対応について

事務局から、令和4年度第1回常任幹事会（令和4年5月20日開催）にて協議し決定した「総合型地域スポーツクラブ登録・認証制度」登録有効期間の変更について、都道府県体育・スポーツ協会及び都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会からの意見等を踏まえた、令和4年度から令和6年度の各種登録手続き（案）について説明し、協議の結果、次ページ以降に示す2パターンに基づき都道府県ごとに判断の上、対応することについて承認された。

また、上記に伴う総合型地域スポーツクラブ全国協議会登録・認証制度諸規程の改定（案）について説明し、協議の結果、一部表記の調整が必要であることから、事務局にて対応し、最終的な判断については伊端常任幹事に一任することが併せて承認された。

<令和4年度から令和6年度の各種登録手続き>

都道府県内でいずれかのパターンに統一するか、クラブがいずれかのパターンを選べるようにするかは、都道府県ごとに判断できるものとし、それぞれに該当するクラブ名が判別できるようにお知らせ願います。

【パターン1】令和4年6月13日付通知文書を基にした各種登録手続き

(令和4年11月1日登録の有効期間延長)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度 ※年度ごとの登録開始
登録有効期間	令和4年11月1日から 令和6年3月31日		令和6年4月1日から 令和7年3月31日
登録審査期間	令和4年10月31日まで		令和6年3月31日まで
審査方法	形式審査		規定に基づく審査
登録区分	予備登録		登録
登録認定リストの 提出期限	令和4年9月30日		令和6年2月29日
登録料	7,000円(1年5か月間) 〔令和4年11月1日～令和5年10月31日分 5,000円(1年間) 令和5年11月1日～令和6年3月31日分 2,000円(5か月間)〕		5,000円(1年間)
登録料納入期限	令和4年12月31日		令和6年5月31日
イメージ	<p>The diagram illustrates the registration timeline across three fiscal years: Heisei 4, Heisei 5, and Heisei 6. Each year is marked with months 4, 7, 10, 11, and 3. In Heisei 4, the process starts with '申請' (Application) and '審査' (Review) for 7 months, leading to a '認定期間' (Certification Period) of 1 year and 5 months (予備登録). In Heisei 5 and Heisei 6, the process starts with '申請' and '審査' for 7 months, leading to a '認定期間' of 1 year (登録).</p>		

【パターン2】令和4年6月13日付通知文書に対する都道府県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会からの意見等に基づく対応（赤点線枠内）
（令和5年11月1日登録の有効期間変更）

	令和4年度 ※令和4年6月13日付通知 以前の取扱いどおり	令和5年度	令和6年度 ※年度ごとの登録開始
登録有効期間	令和4年11月1日から 令和5年10月31日	令和5年11月1日から 令和6年3月31日	令和6年4月1日から 令和7年3月31日
登録審査期間	令和4年10月31日まで	令和5年10月31日まで	令和6年3月31日まで
審査方法	形式審査	形式審査	規定に基づく審査
登録区分	予備登録	予備登録	登録
登録認定リストの 提出期限	令和4年9月30日	令和5年9月30日	令和6年2月29日
登録料	5,000円(1年間)	2,000円(5か月間)	5,000円(1年間)
登録料納入期限	令和4年12月31日	令和5年12月31日	令和6年5月31日
イメージ	<p>The diagram illustrates the registration process across three fiscal years: Heisei 4, Heisei 5, and Heisei 6. It shows the timing of application, review, and certification periods for both provisional registration and full registration. For Heisei 4, provisional registration lasts from Nov 1 to Oct 31, and full registration from Apr 1 to Mar 31. For Heisei 5, provisional registration lasts from Nov 1 to Mar 31. For Heisei 6, full registration begins from Apr 1 to Mar 31. The diagram also indicates that for Heisei 5, the certification period for provisional registration is 5 months, while for Heisei 6, it is 1 year.</p>		
備考	<ul style="list-style-type: none"> ○ 登録有効期間(認定期間)が、令和4年11月1日から令和5年10月31日までの登録クラブが、令和5年11月1日から令和6年3月31日まで登録有効期間(認定期間)を更新する際の登録更新審査は不要。 ○ 令和5年11月1日からも新規登録できるようにする。原則として登録申請ができることとするが、審査業務等の負担に鑑み、都道府県の実情に応じて登録申請を受け付けるか否かは都道府県ごとに判断いただく。 ○ 令和5年度(令和5年11月1日登録認定分)と令和6年度(令和6年4月1日登録認定分)の登録手続きを合わせて行うことはできない。 		

〈主な意見〉

- 年度ごとの登録料納入ができるようにする必要があると考えていたので、パターン2で対応可能と考える。
- 登録時期の変更および延長分の登録料の納入については問題ないが、事務手続きを柔軟に対応できるよう各都道府県の諸規程との整合性を取る必要があるだろう。
- 都道府県協議会からは事前に相談してほしかったという意見が多かった。
- 本件については、今後も問合せがあると考えられるため、都道府県協議会やクラブに対し、分かりやすくシンプルに説明を出来るようにしておいた方が良い。
- 意見が無かった都道府県については、そもそも理解できていない可能性があるため、今回の対応内容のみならず登録・認証制度自体も改めて理解いただくためのフォローが必要ではないか。
- 各諸規程の施行日について、今回の対応内容と整合性が取れているかよく確認する必要がある。
- 登録時期の変更について、常任幹事が事前に都道府県に相談すべきだと意見があった。常任幹事の在り方について、再確認する必要がある。

その他、各ブロックの常任幹事の在り方について情報交換を行った。